

教育・保育政策検討にかかる調査等支援業務

公募型プロポーザル説明書

1. 主旨

本市では、「西宮市教育大綱」（以下、「大綱」という。）の改定、及び「（仮称）幼児教育ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）の策定を行い、西宮市の教育に対する考え方等を広く共有し、今後の教育・保育の施策に生かすことをめざしています。

本説明書は大綱の改定、及びビジョンの策定に関する調査等支援業務を委託するにあたり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の委託先候補として特定する「公募型プロポーザル」を実施するための手続き等について必要な事項を記載したものです。

注) プレゼンテーションは実施しません。

2. 業務の概要

(1) 業務名

教育・保育政策検討にかかる調査等支援業務

(2) 業務内容

- ① 市民アンケート調査の実施及び分析
- ② 市民会議（仮称）の企画運営
- ③ ビジョン策定に関する支援

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限金額

4, 4 0 0（千円）（税込）

3. プロポーザルの参加資格要件

次のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 代表者及び受託者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に本店（本店）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1

5条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 企画提案書等の提出時点で西宮市の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

※上記の参加資格の確認基準日は企画提案書等の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

4. 業務にあたっての留意事項

別紙の「業務委託仕様書（案）」に定める業務内容について、本市の指示に柔軟に対応できること。

5. 提出書類

以下の(1)～(7)について提出してください。

(1) 参加表明書（様式第1号）

(2) 業務実績書（様式第2号）

(3) 業務実施体制（様式第3号）

(4) 業務実施方針（様式第4号）

(5) 企画提案書（様式第5-1号、第5-2号、第5-3号及び添付資料（任意））

(6) 見積書（様式第6号）

(7) 会社概要（リーフレット等）

※本説明書では、(1)～(7)を総称して「企画提案書等」と言います。

6. スケジュール

項目	日程	備考
① 募集開始	令和元年 10 月 4 日（金）	HP 公開
② 質問書の提出期限	10 月 11 日（金）	17 時 30 分まで
③ 質問書への回答	10 月 16 日（水）	HP 公開
④ 企画提案書等の提出期限	10 月 25 日（金）	17 時 30 分まで
⑤ 書類審査の実施	11 月上旬	
⑥ 委託先候補の特定結果通知	11 月 中旬	
⑦ 契約締結	11 月下旬（予定）	

7. プロポーザル手続き

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出して下さい。

① 提出期限

令和元年 10 月 11 日（金） 17 時 30 分まで（必着）

② 提出方法

電子メール（vo_kikakuc@nishi.or.jp）にて担当部署（西宮市役所政策局政策総務課）へ提出して下さい。電子メールの件名は「教育・保育政策調査業務委託質問」として下さい。電話や訪問等による質問には一切応じません。なお、質問書を提出したときは、事故防止のため必ず電話で提出した旨の連絡をして下さい。

③ 回答方法

令和元年 10 月 16 日（水）までに、すべての質問及び回答をとりまとめたものをホームページで公開します。なお、質問への回答内容については、本説明書の追加または修正事項とします。

(2) 企画提案書等の提出

以下により提出して下さい。

① 提出期限

令和元年 10 月 25 日（金） 17 時 30 分まで（必着）

※提出期限を過ぎたものは受け付けません。

② 提出場所

西宮市役所政策局政策総務課（本庁舎 4 階）

③ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く 8 時 45 分から 17 時 30 分まで）とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出して下さい。

※郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負いません。

④ 企画提案書等の提出書類及び部数

参加表明書（様式第 1 号）	1 部
業務実績書（様式第 2 号）	1 部
業務実施体制（様式第 3 号）	1 部
会社概要（リーフレット等）	1 部
業務実施方針（様式第 4 号）	正本 1 部、副本 7 部(※)
企画提案書（様式第 5-1 号、第 5-2 号、第 5-3 号及び添付資料（任意））	正本 1 部、副本 7 部(※)
見積書（様式第 6-1 号、様式第 6-2 号）	各 1 部

※提出時の表紙を除き、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 企画提案書等の作成要領

別紙「公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」のとおり。

8. 委託先候補の特定

特定結果は、令和元年 11 月中旬に電子メールで各応募者に通知するとともに、特定結果の通知書を郵送にて発送します。また、後日、ホームページでも特定結果を公表します。

(1) 委託先候補の特定

市職員で構成する委託先候補特定委員会（以下「特定委員会」という。）において、企画提案書等を審査します。

(2) 委託先候補の特定方法

- ① 審査は、特定委員会により行い、最も評価点の高い者を委託先候補として特定します。
- ② 最高評価点の者が複数の場合は、特定委員会の合議により決定します。

(3) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、委託候補先の選定・特定の前を問わず失格とします。

なお、③または⑤に該当する場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

- ① 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- ② 提出された業務の見積金額が委託上限金額を超える場合

- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

9. 評価基準

委託先候補の特定にあたっての評価基準は次のとおりです。

評価分類	評価項目	配点
① 業務遂行能力	応募者の業務実績	10
	業務責任者・業務主任技術者の経験及び能力	10
② 業務実施方針	業務実施の取組体制及び配慮事項等	10
③ 企画提案書	的確性・独創性・実現性	60
④ 業務費用	見積金額についての評価	10
合 計		100

※詳細は、別紙「公募型プロポーザル企画提案書等評価要領」参照。

10. 契約の締結

委託先候補の特定後、企画提案書等をもとに業務仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約課にて契約の締結をします。

11. 支払方法

令和元年度末の業務完了払いとします。

12. その他注意事項

- (1) 企画提案書等の提出は、応募者1者につき1件のみとします。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しないものとします。
- (4) 企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めません。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を持参または郵送にて速やかに提出して下さい。
- (6) 配置予定の業務責任者及び業務主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとします。なお、これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であるとの本市の了解を得な

ればなりません。また、業務責任者と業務主任技術者の兼任は認めません。

(7) 提出された書類が著作物にあたる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

(8) 契約締結の相手方については、法人の概要、特定経過等を本市のホームページにおいて公表します。

(9) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用します。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ (<http://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報 > 入札・契約 > 入札・契約に関する規則・要綱・基準等 > 契約書（契約約款）・特約・誓約書 > 業務委託契約書（契約約款）特約含む」で閲覧できますので、事前に記載内容を確認しておいて下さい。

13. 問い合わせ及び書類の提出先

西宮市役所政策局政策総務課（担当：岡崎）

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3（本庁舎 4 階）

Tel : 0798-35-3441、Fax : 0798-23-3084

E-mail : vo_kikakuc@nishi.or.jp

以 上